

愛媛県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者要領

(目的)

第1条 この要領は、愛媛県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者要綱(以下「要綱」という。)に規定する基本的事項の実施等において必要な事項を定める。

(試験の受験資格)

第2条 要綱第7条第1項第1号及び第2号中の「これに相当する課程」とは、次の各号に掲げる課程とする。

- (1) 土木科、農業土木科及び農業工業科
- (2) 建築科、建築工学科及び設備工学科
- (3) 衛生工学科
- (4) その他第1号から第3号までに相当するものとして会長が認める課程

2 要綱第7条第1項第1号、第2号、第3号及び第4号中の「1年以上」、「2年以上」及び「5年以上」の実務経験年数は、試験の受験申込日を基準として算定するものとする。

3 要綱第7条第1項第5号に規定する者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は旧中学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校以上の学校(以下「高等学校」という。)の土木工学科又はこれに相当する課程を修了して卒業した者で、農(漁)業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽等(以下「農業集落排水施設等」という。)の工事の設計又は施工に関して1年以上の実務の経験を有する者
- (2) 学校教育法による専修学校又は各種学校において、土木又はこれに相当する課程を修了した者、及び職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による公共職業訓練施設において配管料を修了した者で、農業集落排水施設等の工事の設計又は施工に関して1年以上の実務の経験を有する者
- (3) 高等学校を卒業した者で、農業集落排水施設等の工事の設計又は施工に関して2年以上の実務の経験を有する者
- (4) 農業集落排水施設等の工事の設計又は施工に関して5年以上の実務の経験を有する者
- (5) その他第1号から第4号までに準ずる者として、会長が認める者

4 要綱第7条第2項第2号中の「2年」の経過年数は、試験実施日を基準として算定するものとする。

(試験の受験申込み)

第3条 試験を受験しようとする者は、会長が定める期間内に、受験申込書に次に掲げる書類を添付して、会長に提出(送付も可。以下同じ。)しなければならない。

- (1) 要綱第7条に規定する受験資格を有することを証する書類(卒業証明書等)又はその写し
- (2) 住所を証する書類(住民票記載事項証明書等)又はその写し
- (3) 写真(申請の日前3月以内に脱帽して正面から上半身を写した縦3センチメートル、

横2.5センチメートルのものとする。以下同じ。)

- (4) 受験手数料払込金受領証又はその写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか会長が必要と認める書類

2 会長は、受験申込書の提出を受けたときは、要綱第7条に規定する受験資格を確認のうえ受理し、受験申込者に受験票を交付する。

(試験の実施方法)

第4条 試験の実施は、要綱第9条に規定する試験運営委員会において試験実施計画等を定めて行う。

2 試験は、受験者の利便等を考慮し、必要な場合、試験の会場を適宜分割して行う。

(試験の採点及び合否の判定)

第5条 要綱第10条の試験の合否の判定は、試験の採点基準及び合否の判定基準を定めて行うものとする。

(合格者名簿及び合格証の様式)

第6条 要綱第10条に規定する合格者名簿及び合格証の様式は、それぞれ第1号様式及び第2号様式のとおりとする。

(合格取消しの異議申立て)

第7条 要綱第11条第2項の規定により試験の合格の取消しを通知された者は、その措置について異議がある場合、当該通知を受理した日以後2週間以内に会長に異議の申立てを行うことができるものとする。

2 会長は、前項の異議の申立てを受けたときは、試験運営委員会に諮り、速やかに対応を決定して、その結果を申立て人に通知しなければならない。

(更新講習の受講申込み)

第8条 要綱第14条の規定により、更新講習を受講しようとする者は、会長が指定する期日までに、責任技術者更新講習会受講申込書に次の書類を添付して、会長に提出しなければならない。ただし、会長が特別な理由があると認めた者については、この限りでない。

- (1) 下水道排水設備工事責任技術者証(以下「責任技術者証」という。)の写し
- (2) 更新講習受講手数料払込金受領証又はその写し
- (3) 写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか会長が必要と認める書類

2 会長は、受講申込書の提出を受けたときは、受講申込者に受講票を交付する。

(更新講習の指定)

第9条 会長は、更新講習の受講及び登録更新の円滑な実施を図るため、登録更新を行う必要のある責任技術者に対し、あらかじめ更新講習に関する期日等の指定を行うものとする。

2 更新講習を受講することができない責任技術者は、それらの事由を証する書類を添え、会長に届け出なければならない。この場合、会長は、別に更新講習を行うよう配慮するものとする。

(更新講習の実施方法)

第10条 更新講習の実施は、更新講習運営委員会において、講習実施計画等を定めて行う。

2 更新講習は、公益社団法人日本下水道協会発行の「下水道排水設備指針と解説」を参考に教材を用いるとともに、設計及び施工に関しては、具体的に行うものとする。

3 更新講習は、受講者の利便等を配慮し、必要な場合、県協会内を適宜に分割して行うものとする。

(修了者名簿及び終了証の様式)

第11条 要綱第19条に規定する修了者名簿及び修了証の様式は、それぞれ第3号様式及び第4号様式とする。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行)

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

証第 号

合 格 証

氏 名

年 月 日生

あなたは、○年度に実施した愛媛県下水道協会
下水道排水設備工事責任技術者試験に合格したことを証します。

愛媛県下水道協会

会長

㊟

証第 号

修 了 証

氏 名

年 月 日 生

あなたは、○年度に実施した愛媛県下水道協会
下水道排水設備工事責任技術者更新講習を修了しましたので、
これを証します。

愛媛県下水道協会

会長

⑨